

会 議 録

会議の名称	第 6 回(仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会		
開催日時	令和 3 年 1 月 6 日(水) 19:00～20:30	開催場所	ふれあいこども館
出席者	1. 委員 大西会長、小森副会長、大谷委員、柴山委員、手嶋委員、白水委員 井中委員、明星委員、重野委員、西田委員、八代委員 (欠席者) 無し 2. 執行機関(事務局) 中村健康福祉部長 こども応援課 春崎課長、渡邊こども応援担当係長 3. その他 (株)よかネット(コンサルタント) 2 名		
配布資料	資料1 条例素案に対する意見と意見への見解 資料2 条例素案(パブリック・コメント時との新旧対照表) 資料3 条例素案(新旧対照表(追加))		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第 9 条第 号に該当)		

議題及び審議の内容

1. 開会

2. 議題

(1) 条例素案

●前文

会 長：前文について、質問はあるか。

委 員：前文の中に「人権」という言葉を入れてみてはどうか。権利という言葉は、人権に関連していると思う。

事務局：「子どもを権利の主体として認める」という部分が、人権を認める意味合いになるため、人権という言葉を使用していない。

委 員：承知した。

委 員：前文の5段落目にある「私たち」は誰を指すのか明確にしたほうが良い。自治体の条例であるため、明確な主語が必要だと思う。那珂川市まちづくり住民参画条例に基づいて提案されたことから、「那珂川市は市民とともに」等の表現がふさわしいのではないか。公的権限をはっきりさせ、那珂川市は市民とともにあるということを表現したほうが良い。また、(目的)第1条に「社会全体」とあるが、分かりづらい。

委 員：主語を那珂川市にしたほうが明確であると思う。

副会長：5段落は、那珂川市が率先して取り組むという意味として捉えることができる。

事務局：「私たち」に、市民や行政の意味合いが含まれている。分かりづらいということであれば、市と市民のように表現を変更することはできるが、既存の表現では分かりにくい。

委 員：条例は、公的な権限を持つものになるため、漠然とした「私たち」では良くないと思う。「公的な権限と責任を持つ自治体である那珂川市は市民とともに」と表現すれば良い。那珂川市は市民とともにあるという精神を表現する必要があるのではないか。

事務局：「那珂川市は、市民とともに、子どもの権利を保障し、子どもたちが平和と四季折々の自然のなかで～」に変更する。

会 長：変更点を含め承認した。

●第1章

○第1条

会 長：先程、委員から「社会全体は抽象的ではないか」と指摘があったが問題ないか。

委 員：前文の「私たちに」の主語が明確になれば問題ない。

会 長：原案のとおりで承認した。

●第2章

会 長：原案のとおりで承認した。

●第3章

会 長：原案のとおりで承認した。

●第4章

○第15条

委 員：「市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者」の文言が「何人」に変わっている。
理解はできるが、対象をはっきりさせたほうが良いのではないか。

委 員：「何人」を使用する文章は、否定の意味合いになるのではないか。

委 員：「何人」は、便利な言葉であるが、自分がしなくてはいけないという意識が薄くなるのではないか。

会 長：「何人」の表現について、皆さんはいかが思うか。

委 員：「何人」は、「子どもに関わる全ての人」に言い換えることができるのではないか。

副会長：第15条は、なぜ「何人」に変更したのか。

事務局：全ての人ということを表現するために、「何人」にした。

委 員：「何人」は、市外の方も含むイメージを持つ。

事務局：条例の効力が及ぶのは、基本的に那珂川市内である。条例の性格上短文にする必要があるため、「何人」を使用した。

委 員：第15条以外の「何人」の使用については問題無いと思う。

事務局：「何人」は各条文で使用しているため、第15条のみ変更することは難しい。

委 員：「何人と」の後は否定形になるのでないか。第15条は子どもの居場所・遊び場づくりを、市民が積極的に取り組むことを奨励するといった立て付けが良いのではないか。

事務局：那珂川市の法制担当に確認したが、「何人」の後に必ずしも否定的な言葉が入る決まりはない。このままで問題ないと言える。

委 員：「何人」のイメージは、個々人といったイメージを持つ。一方で第14条、第15条の「何人」の扱いは、個々人よりも、団体や事業者のイメージが浮かび、一人ひとりのイメージで捉えたと、文章的に間違っているように感じる。また、第19条の「何人」も個人ではなく、市や団体のイメージになるため使用方法を見直す必要があるのではないか。

副会長：第15条は、市が率先して取り組むことだと思うので、主語は市になるのではないか。

事務局：市も取り組むが、地域を含めたくさんの場所で取り組んでほしい思いがあるので、全てにかかる内容にする必要がある。

委 員：「何人」を前回の内容に戻したほうが良いのではないか。

委 員：意識を持っている人と、持っていない人で、条文の捉え方は違うと思うので、元の文章に戻したほうが良い。「市」にしてしまうと、市に任せっきりになってしまう恐れがあるので、元の文章「市、育ち学ぶ施設、市

民及び事業者」に戻して明確にしたほうが良いのではないか。

委員：「何人」を「市及び市民」の表現に変更し、「市民」の中に施設や事業者を包含してはどうか。

事務局：市民の定義に「育ち学ぶ施設」は入っていない。

委員：第 15 条は主語が無く、文章として間違っているように感じる。誤解は生まれないようにしたほうが良いのではないか。

事務局：意見を踏まえ、第 14 条、第 15 条、第 19 条の「何人」については、「市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者」に変更する。

○第 18 条

事務局：第 9 条「家庭における権利の保障」を「家庭の役割」へ変更したのに関連し、第 18 条「子育て家庭への支援」の「責任」を「役割」に修正できればと考えている。

会長：変更点を含め承認した。

●第 5 章

○第 24 条

委員：数字の 1 が入っているが消えるのか。

事務局：実際は削除する。

会長：原案のとおりで承認した。

●第 6 章

○第 29 条

委員：「(1) 行動計画の策定又は見直し」とあるが、見直しは何年に一度を想定しているのか。

事務局：現段階では 5 年ごとの見直しを想定している。

会長：原案のとおりで承認した。

●第 7 章

○雑則（第 32 条）

副会長：「市長が規則で定め」とあるが、規則の中には何が入るのか。

事務局：規則の中には、救済委員会、子どもにやさしいまちづくり推進会議の具体的な内容を入れる。

会長：原案のとおりで承認した。

3. その他

事務局：今後の予定について、修正した条例については郵送にてお送りする。

明日、市長に答申を行う。市は 3 月議会に提出する。

会長：審議会委員の皆様、事務局の皆様には御礼を申しあげたい。那珂川市に子どもの権利条例が誕生するということは、嬉しいことである。那珂川市で、子どもと大人が策定に関わったことに達成感を感じている。これ

からこの条例をどう育てていくか、子どもの最善の利益を実現するために、どう運用していくかが一番のポイントである。条例にも盛り込まれているが、子どもの最善の利益を確保していくためにも、子ども目線で反映していく必要がある。コロナ禍で社会が大きく変化していく中で、基本的な権利を守られる社会を築いていく必要がある。心から感謝を申しあげたいと思う。ありがとうございました。

事務局：1年をかけて、たくさん議論していただいたおかげで良い条例が出来上がったのではないかと思います。この条例を育てていく中で、子どもたちを那珂川市全体で育て上げていければよいと思う。